

－ 作業専門官（国家公務員 法務技官）募集中 －

国家公務員 作業専門官

「ものづくり」と「ひとづくり」



法務省 名古屋矯正管区

「ものづくり」と「ひとづくり」

作業専門官のお仕事🔍

仕事内容

作業専門官は、刑事施設（刑務所，少年刑務所又は拘置所）において、被収容者に対する作業教育、職業訓練等の指導、作業の安全衛生管理や製品の企画開発等を行う国家公務員です。

作業専門官のある一日

7:30

出勤

8:00 ~

作業指導の準備等

8:00 ~

作業指導・安全指導

12:00

作業製品の企画等

12:15

昼食

13:00 ~

職業訓練の指導

17:00

受注活動

17:00

退庁

18:00 ~

クラブ活動・趣味



待遇等

- 一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水準が高い公安職俸給表(一)が適用されます。
- 各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、超過勤務手当等）が支給されます。
- 勤務先近隣に宿舎があり、公安職俸給表適用職員の特例により、宿舎費が原則無料です。
- 年間20日の年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の制度が設けられています。
- 共済組合の福利厚生制度が利用できます。
- 勤務地は、原則として全国の刑事施設になります。また、国家公務員のため、人事管理上の理由等から、転勤の可能性もあります。
- 採用後、採用された施設と矯正研修所において、初等科研修を実施します。その他、作業専門官としての専門性を向上させるための研修が多数あります。

「ものづくり」と「ひとづくり」

先輩からのメッセージ



作業専門官 伊藤 貴広 名古屋刑務所作業部門 平成13年度採用

私は、作業専門官として採用されてから約20年が経ちます。受刑者にものづくりの楽しさ、喜びを教え、勤労意欲を養成することに尽力してきましたが、彼らが釈放され、社会で活躍する姿を最後まで見るのができないのが、この仕事です。しかし、ものづくりを通して、少しでも彼らの社会復帰をサポートできていたら、こんなにうれしいことはありません。

ものづくりとひとづくりができる、この職場で一緒に働いてみませんか。



作業専門官 山田 三枝子 笠松刑務所企画部門 平成27年度採用



民間の美容学校に勤めているときに、刑務所の中に美容学校があることを知り、興味を抱きハローワークの求人票を見て応募し採用されました。

職業訓練美容科は、2年間をかけ、美容師国家試験合格を目指しますが、私の指導のモットーは、美容師という職業は、お客さまの容姿を美しくすると同時に、公衆衛生を維持し美容文化を支えるという社会的役割を担っており、お客さまと直接マンツーマンで対応する仕事であるため、社会人としてのマナーが求められる職業であることを常に意識して受講するよう指導しています。訓練生が合格した時の喜びの笑顔、涙ながらに「ありがとうございました。」という一言が忘れられないほど嬉しく、私自身もこの仕事に大きなやりがいを感じています。

作業専門官 菊池 道彦 名古屋刑務所作業部門 平成13年度採用



前職にアパレル系製造企業で設計業務に携わった経験から、ものづくりの現場である技術指導者として自分の力を試したいと思い、この職業を選びました。民間から国家公務員で

ある作業専門官になって、はじめはこれまでの環境との違いに戸惑いや不安の連続でしたが、様々な研修や先輩方のアドバイスもあり今は安心して働いています。

現在、職業訓練で指導業務を担当していますが、訓練生が日々成長する様子や訓練修了時に自信と目標を持って巣立つ彼らを見ることで、自身の力となっています。



「ものづくり」と「ひとづくり」

作業専門官になるには

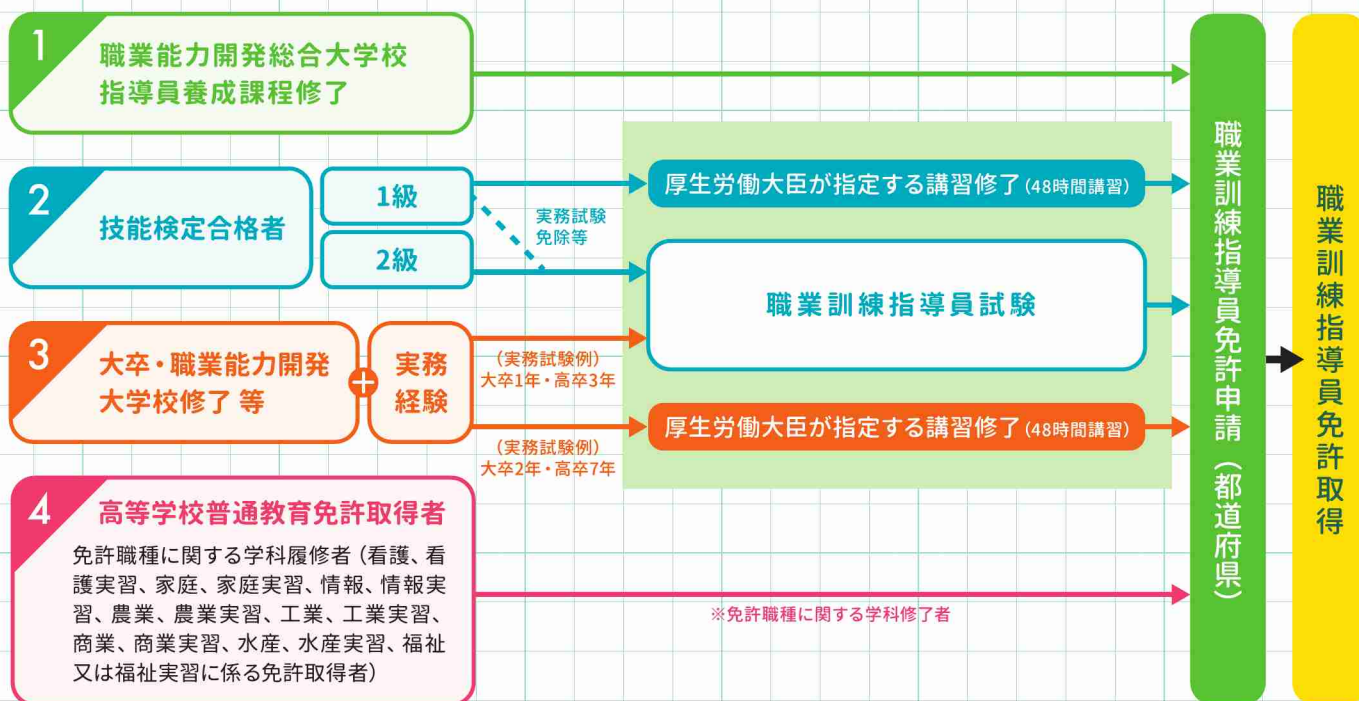


採用条件（下記のいずれかが必要です。）

- 職業訓練指導員免許を有すること。
- 大学工学部等の専門学部卒業生で、募集している業種に関連する技能士資格（原則1級）を有すること。
※大学工学部等の専門学部を卒業していない方は、一定の実務経験が必要です。
- これらと同等以上の資格又は技能を有していること。



職業訓練指導員免許を取得するには



「厚生労働大臣が指定する講習」とは...この講習（通称「48時間講習」）は、職業訓練指導員試験とは別に、職業能力開発促進法施行規則第48条の3の規定に基づいて、「特例」として実施している講習です。受講資格などの条件はありますが、「教科の指導方法」や「労働安全衛生」、「訓練生の心理」や「関係法規」など、全ての「職業訓練指導員の免許職種」に共通する内容を「講習科目」として、「1日8時間」×「通算6日間」の合計「48時間」の全日程を受講し、最終日に実施する「確認テスト」に合格された方には「修了証書」が渡されるものです。



お問い合わせ先

法務省名古屋矯正管区 職員課

☎ 052-971-5980

法務省 作業専門官

検索

